

愛知県管理河川における草刈り作業の地域住民団体等への委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県管理河川において、地域に密着したきめ細かな草刈り作業を県と地元市町村や地域住民が一体となって推進するとともに、河川利用の促進を目指して、地域住民団体等に草刈り作業を委託するため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 「地域住民団体等」とは、自治会、婦人会、老人会、市民団体及びこれに準ずる団体のうち、自発的な意思により、前条の趣旨に合った活動を行う団体で、地元市町村に在住している代表者及び会員により構成されている団体をいう。

(草刈り区間の公表)

第3条 建設事務所長（以下「所長」という。）は、原則として毎年度当初、県が通常草刈りを実施している区間のほか所長が必要と認めた区間のうち、地域住民団体等から草刈り作業の要望があり、原則として掘り込み河道（余裕高60cm未満の有堤部を含む）で、溝や障害物のない作業上安全な法面などで、地域住民団体等への委託が望ましい区間を定め、公表するものとする。

2 実施区間は、1委託あたりの実施面積は原則として1,000m²以上とする。

(市町村との協議)

第4条 所長は、前条の草刈り区間の公表を行うにあたり、あらかじめ、刈り草等の受け入れ条件について、地元市町村と協議を行うものとする。なお、市町村による刈り草の受け入れが困難な場合、所長は、刈り草の処理について、別途、地元市町村と協議を行うものとする。

(実施方法)

第5条 所長は、第3条により定めた区間について、原則として毎年4月末日までに草刈り実施を希望する地域住民団体等を別に定める要項により公募する。

2 当該区間で草刈りを行おうとする地域住民団体等は、原則として毎年5月末日までに実施申出書（様式1）を地元市町村の窓口提出するものとする。

3 実施申出書の提出を受けた市町村は、実施申出書を所長に送付する。

4 所長は申出書が提出された場合は、別に定める基準により地域住民団体等を選定する。

5 所長は地元市町村と協議し、選定した地域住民団体等への委託が適当と判断した場合は市町村長及び地域住民団体等との三者協定（様式2）を締結する。

(契約の締結)

第6条 前条第5項に定める協定書第5条の規定に基づき、所長は地域住民団体等の代表者と委託契約を締結し、市町村に通知するものとする。

(契約額)

第7条 契約額の算定は、m²あたりの単価に基づくものとし、毎年度所長が別途定めるものとする。

2 契約額については、草の刈取り回数により定めるものとし、刈取り回数2回に要する経費を上限とする。

3 契約額については、消費税を含むものとする。

(草刈り作業の一時中止等)

第8条 洪水、地震などの天災により、草刈り区間の状態が変化したため、地域住民団体等が除草作業をできないと認められるときは、所長は草刈り作業を中止又は一時中止させなければならない。

(完了届)

第9条 地域住民団体等は草刈り作業を完了したときは実施回ごとに、直ちに作業完了報告書(様式4)を所長に提出しなければならない。但し、刈取り回数2回の場合における初回の刈取り完了時の作業完了報告書には中間払いの希望の有無を明記するものとする。

(完了検査)

第10条 所長は検査員任命書(様式5)等により、所内の職員を検査員に任命するものとする。

- 2 検査は、現地検査及び作業完了報告書に添付された写真の確認をもって実施するものとし、刈取り回数2回の場合は初回の刈取り完了時も検査を実施するものとする。
- 3 所長は、作業完了報告書を受けたときは、直ちに第1項の検査員に検査を実施させ、検査員は復命(様式6)を行うとともに、最終検査が終了した時点で作業完了認定書(様式7)により通知しなければならない。但し、刈取り回数2回の場合における初回の刈取り完了時の作業完了報告書において、中間払いの希望が明記されている場合は、初回の作業完了認定書の通知を行うものとする。
- 4 検査時の基準は別記1のとおりする。
- 5 検査の結果修補が必要なときは、検査員は、修補指示書(様式8)による指示を行う。

(支払い)

第11条 所長は、作業完了認定書により認定した地域住民団体等から請求書(様式9)による請求を受けたときは、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(中間払い)

第11条の2 地域住民団体等は、刈取り回数が2回の場合において、1回目の作業完了部分に相当する額について、中間払いを請求することができる。

(委託料の使途)

第12条 委託料は、地域住民団体等の活動資金に充てるものとし、草刈作業の参加者の報酬(実費弁償を除く)とはしないものとする。

(契約の解除等)

第13条 所長は地域住民団体等が契約条項を適正に履行しない場合は、契約を解除することができるものとし、契約を解除した場合は市町村長に通知するものとする。

(保険等)

第14条 地域住民団体等は、傷害保険と賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 作業中の事故及び第三者との紛争については、地域住民団体等の責任において処理するものとする。

(重複実施の禁止)

第 15 条 地域住民団体等に草刈り業務を委託した区間と通常の業者請負で実施する区間との重複実施は行わないものとする。

2 本実施要領に基づく草刈作業は、河川愛護実施要領に基づく活動として認めないものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項については、地域住民団体等と所長が協議して定めること。

附 則

この要領は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は平成 20 年 3 月 11 日から施行する。